

説明資料

〔ADR 全般に対する通則規律
法的効果付与等の要件チェック方法〕

ADR全般を対象とする規律(ルール)の設定について



個別 ADR 法令・機関規則における規律の例

関連規定あり、 デフォルト・ルールとして関連規定あり、 機関ルールとして規定あり、× 関連規定なし

| 主な通則的規律 | | 関連する規律(法令・規則)の有無(具体的内容は各々異なる) | | | | |
|-----------------------|----------------------------------|-------------------------------|----------------|--------------------|--------------------|---------------|
| | | 民事調停 | 公害紛争処理 (調停) | UNCITRAL モデル調停法 | 二弁仲裁センタ -(あっせん) | 金トラ連絡協 モデル |
| 主 宰 者 規 範 | 主宰者の守秘義務 | | | | | |
| | 主宰者の構成・選定手続 | (機関が選定) | (機関が選定) | | | |
| | 主宰者の資格要件 | | | × | | |
| | 主宰者の関与制限 (忌避手続、利害関係情報開示義務も含む) | (調停主任のみ) | × | | | |
| | 調停人が仲裁人となることの禁止 | × | × | | × | × |
| 手 続 規 範 | 手続の開始・終了 | | | | | |
| | 手続規則等の開示・説明 | | | | | |
| | 公正解決・公平取扱い義務(責務) | () | () | | | |
| | 主宰者が一方当事者から受領した情報の他方当事者への開示 | × | × | | × | × |
| | 手続の非公開 | | | × | | × |
| | 代理人選任手続 | | | × | × | |
| | 調停案の提示 記録の作成・保存 | | | × | | |
| 組 織 規 範 | 解決結果等の情報開示 | × | × | × | | |
| そ の 他 | 訴訟(仲裁)における情報の証拠等としての利用制限 | × | × | | × | × |
| | 当事者の守秘義務 | × | × | | × | × |
| | 当事者の手続進行への協力義務 | | × | × | × | (片面) |
| | 相手方の応諾義務 | | | × | × | (片面) |

(注) 二弁仲裁センター: 第二東京弁護士会仲裁センター

金トラ連絡協モデル: 金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル(金融トラブル連絡調整協議会)

促進的な規定を設ける場合の対象ADRの限定方法に関する論点

一定の要件(主宰者・手続・組織運営等)を満たすADRに対する法的効果の付与等

要件の充足性をどのような方法で確認するか

<事前チェック>

<基本的な仕組み>

基準(要件に準ずる内容)を満たすADR機関(又は手続・主宰者)を事前審査により認定

<効果>

認定されたADRにおける行為にのみ法的効果等を付与

<特徴>

事前チェックを受けていなければ、個別案件が的確に行われても法的効果等は付与されない
当事者の予見可能性が高い
当事者に立証の負担がない

<事後チェック>

<基本的な仕組み>

要件の充足性の確認が必要となった段階で要件を満たすかどうかを裁判所が当事者の立証を通じて判断

<効果>

要件を満たすと判断された案件にのみ法的効果等を付与

<特徴>

要件を満たす限りは、幅広い案件が対象となり得る。
要件遵守の有無が外形上明確でない限り、当事者の予見可能性が低い
当事者に立証の負担が発生

<事後チェックと事前チェックの組合せ(併用)>

(組合せ)

事前に認定されたADRには自動的に法的効果を付与

+

事後チェックで要件を満たすと判断されれば、他のADRでも法的効果等を付与

(組合せ)

事前に認定されたADRには法的効果等の要件充足に関し推定効を付与

事後チェックの段階で反証がなければ、自動的に要件充足と判断

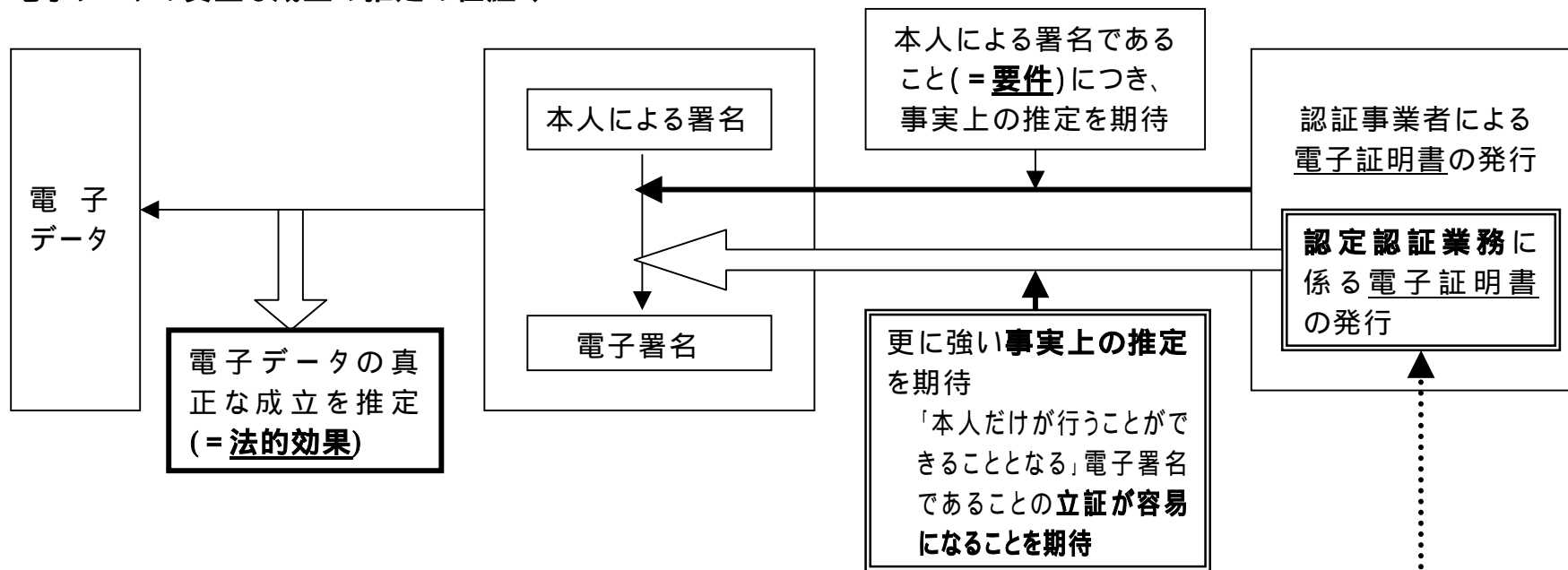
(組合せ)

事前に認定されたADRには「認定ADR」としての信用力(独占的表示権限)

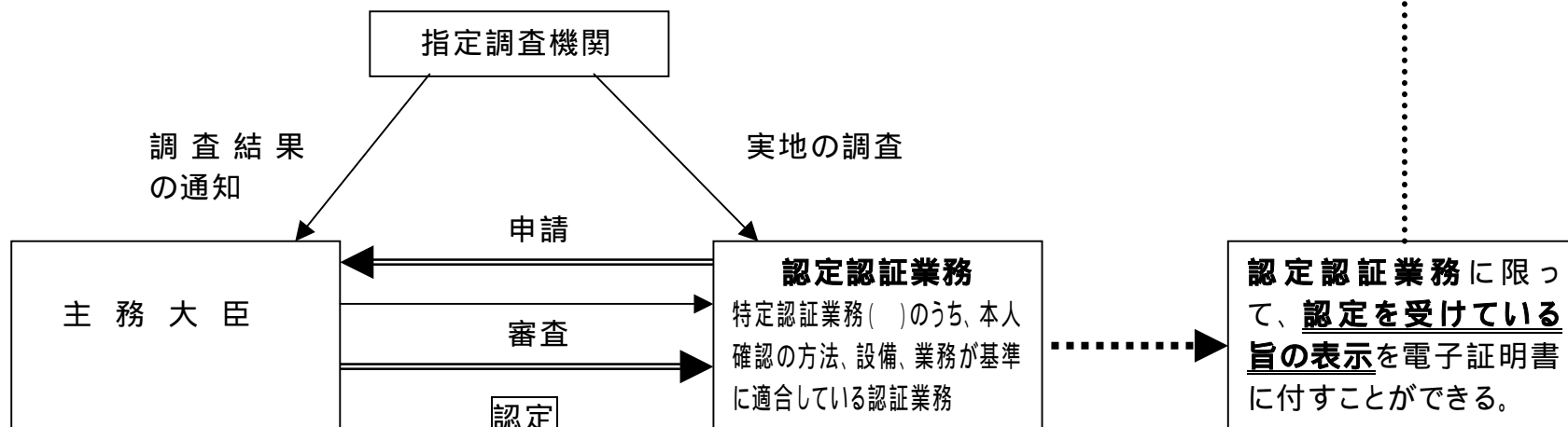
事後チェック段階での立証において認定ADRについては証明力が高まる

(参考)「電子署名及び認証業務に関する法律」のスキーム

電子データの真正な成立の推定の仕組み



特定認証業務の認定の仕組み



特定認証業務とは、一定の技術的信頼性を有する電子署名につき行われる認証業務